

一宮川流域懇談会規約

(名 称)

第1条 本会は、一宮川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が依頼し、任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長が招集する。

(ワーキンググループ)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附 則) この規約は、平成13年7月16日から施行する。

(附 則) この規約は、平成15年3月24日から施行する。

(附 則)この規約は、平成１７年３月１５日から施行する。

(附 則)この規約は、平成２１年３月９日から施行する。

(附 則)この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

(附 則)この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

別表１ 一宮川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	４名以内
河 川 利 用 者	３名以内
関 係 住 民	９名以内
関係市町村長	６名以内
合 計	２２名以内

別表２ 一宮川流域懇談会 ワーキング

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財保護室	室 員
	茂原市	次 長
	一宮町	関係課長
	睦沢町	関係課長
	長生村	関係課長
	長柄町	関係班長
	長南町	関係課長
事務局	千葉県長生土木事務所	関 係 課